

人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表

（ 令和5年度分 ）

函館圏公立大学広域連合

（令和6年9月公表）

1 職員の任免および職員数の状況

令和5年度の職員はすべて構成市町との併任職員によるものです。

(1) 任用

区分	採用
令和5年度	0人

(備考) 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

(2) 職員数

令和5年5月1日現在	0人
------------	----

(備考) 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価については、併任元の市町において行われます。

3 職員の給与の状況

併任職員の給与は、併任元の市町の関係規定を適用し、併任元の市町から支給します。

(1) 人件費の状況（令和5年度決算）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
2,057,957千円	542千円	0.03%

(備考) 人件費は、議員等特別報酬の日額報酬です。

(2) 給与費の状況（令和5年度決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
0人	0千円	0千円	0千円	0千円	—

(備考) 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

(3) 職員手当の状況

令和5年度は手当の支給実績はありません。

手当名	支給要件および支給額	支給職員一人当たりの 平均支給月額
—	—	—

(備考) 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間および休暇などに関しては、函館市の条例・規則を準用しています。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、1日につき7時間45分となっています。

▼ 勤務時間

始業時刻	午前8時45分
休憩時間	正午から午後1時00分
終業時刻	午後5時30分

(2) 休暇

休暇制度の概要は、次のとおりです。

ア 年次休暇

職員の心身の疲労を回復させ、勤労意欲・公務能率の向上を図ることを目的とした有給の休暇で、1年度（4月1日から翌年3月31日）につき、20日付与されます。

（付与単位は、1日・半日・1時間）

また、未消化の年次休暇は、20日を限度として翌年度へ繰り越されます。

イ 病気療養休暇

公務によらない負傷または疾病のため勤務できず、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、引き続き90日を超えない範囲内で、医師の診断書などに基づき、最小限度認められる期間、その治療に専念させることを目的とした有給の休暇です。

ウ 特別休暇

予め定められた特定の事由（結婚、出産、親族死亡など）に該当する場合に認められる有給の休暇です。

エ 介護休暇

傷病などにより家族を介護しなければならなくなった場合に認められる無給の休暇です。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

育児休業制度は、子を養育する職員が、出産・育児を契機に離職することなく勤務を継続することを促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けられています。

▼ 育児休業の取得期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日における新規取得者分）

（単位：人，％）

取得期間	取得者数	構成比
6月以下	0	0
6月超1年以下	0	0
1年超1年6月以下	0	0
1年6月超2年以下	0	0
2年超2年6月以下	0	0
2年6月超	0	0
合 計	0	—

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

(2) 自己啓発等休業

自己啓発等休業制度は、職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を有したままでの修学や国際貢献活動を認め、職員の能力開発を促進することを目的として設けられています。

▼ 自己啓発等休業の取得状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日における新規取得者分）

（単位：人）

内訳	取得者数
大学等課程の履修	0
国際貢献活動	0
合 計	0

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

6 職員の分限および懲戒の処分の状況

(1) 分限処分

職員の分限および懲戒の処分に関しては、函館市の条例・規則を準用しています。

▼ 分限処分の内訳等（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：人）

分限処分	人 数
降 任	0
免 職	0
休 職	0

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

▼ 休職者の内訳等（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：人）

心身の故障のために長期の休養を要する場合											場し刑 起事 訴件 に 関 連 した 場 合	合 計
公務災害	通勤災害	結核性疾患	高血圧症	心臓疾患	悪性新生物	中枢神経	精神性疾患	糖尿病	特定疾患	その他		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

(2) 懲戒処分

▼ 懲戒処分の内訳等（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：件）

懲戒処分	件数
戒告	0
減給	0
停職	0
免職	0

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

7 職員の服務の状況

(1) 服務規律の徹底

職員の服務などに関しては、函館市の条例・規則を準用しています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（令和5年度中に新たに許可した職員数）

営利企業等従事許可	0 件
-----------	-----

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。

8 職員の研修の状況

当広域連合において実施する研修の実績はありませんが、職員は併任元の市町が実施する研修に参加しています。

9 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済および福利増進等を目的とした福利厚生制度および共済組合制度などの諸制度については、各職員とも併任元の市町村の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持にあたっては職員の併任元の市町が実施する健康診断等を受診しています。

(3) 職員の災害補償

公務災害・通勤災害の認定件数	0 件
----------------	-----

（備考） 対象者は、広域連合が直接雇用する職員です。